

○山口県警察における旅行命令等の権限に関する訓令

平成30年2月6日
本部訓令第5号

(趣旨)

- 第1条 この訓令は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第4条第1項に規定する旅行命令等の権限（以下「国費旅費の旅行命令等の権限」という。）を委任する職員及びその職務を代理する職員並びに一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和29年山口県条例第60号）第2条第1項に規定する旅行命令権者（以下「県費旅費の旅行命令権者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
(国費旅費の旅行命令権者)
- 第2条 警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「府令」という。）第4条第2項の規定により、警察本部長は、国費旅費の旅行命令等の権限を別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第2欄に掲げる旅行者について、それぞれ同表の第3欄に掲げる者に委任する。
- 2 前項の規定により国費旅費の旅行命令等の権限の委任を受けた者（次項において「国費旅費の旅行命令権者」という。）は、府令第4条第4項の規定により、事故のためその職務を行うことができない場合は、それぞれ別表第1の第4欄に掲げる者にその職務を代理させることができる。
- 3 国費旅費の旅行命令権者は、前項の規定によりその職務を代理させたときは、代理者の官職氏名等を、警務部会計課長に通知書（別記様式）により通知するものとする。
(県費旅費の旅行命令権者)
- 第3条 県費旅費の旅行命令権者は、別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第2欄に掲げる旅行者について、それぞれ同表の第3欄に掲げる者とする。

別表第1（第2条関係）

| 区 分 | 旅 行 者 | 旅行命令権者 | 代 理 者 |
|--------|----------------------------------|----------|----------|
| 警察本部 | 参事官、参事、課長等 | 部長等 | |
| | 警視の階級にある警察官（参事官及び課長等を除く。）、次長等、主幹 | 課長等 | 次長等 |
| | 警部以下の階級（相当職を含み、次長等を除く。）にある職員 | 次長等 | 課長等 |
| 警察署 | 警察署長、副署長等、生活安全官等、主幹 | 警察署長 | 副署長等 |
| | 警部以下の階級（相当職を含む。）にある職員 | 副署長等 | 警察署長 |
| 職員以外の者 | 職員以外の者 | 次長等、副署長等 | 課長等、警察署長 |

- 備考
- 1 この表において「部長等」とは、部長及び首席監察官をいう。
 - 2 この表において「課長等」とは、警察本部の課長、室長、所長、隊長及び学校長をいう。
 - 3 この表において「次長等」とは、警察本部の次長、副隊長及び副校長をいう。
 - 4 この表において「副署長等」とは、警察署の副署長及び次長をいう。
 - 5 この表において「生活安全官等」とは、警察署に配置されている生活安全官、地域官、刑事官、交通官及び警備官をいう。
 - 6 この表に記載がない者に対する旅行命令権者は、類推して定めるものとする。

別表第2（第3条関係）

| 区 分 | 旅 行 者 | 旅行命令権者 |
|--------|----------------------------------|----------|
| 警察本部 | 警察本部長、部長等 | 警察本部長 |
| | 参事官、参事、課長等 | 部長等 |
| | 警視の階級にある警察官（参事官及び課長等を除く。）、次長等、主幹 | 課長等 |
| | 警部以下の階級（相当職を含み、次長等を除く。）にある職員 | 次長等 |
| 警察署 | 警察署長、副署長等、生活安全官等、主幹 | 警察署長 |
| | 警部以下の階級（相当職を含む。）にある職員 | 副署長等 |
| 職員以外の者 | 職員以外の者 | 次長等、副署長等 |

- 備考
- 1 この表において「部長等」とは、部長及び首席監察官をいう。
 - 2 この表において「課長等」とは、警察本部の課長、室長、所長、隊長及び学校長をいう。
 - 3 この表において「次長等」とは、警察本部の次長、副隊長及び副校長をいう。
 - 4 この表において「副署長等」とは、警察署の副署長及び次長をいう。
 - 5 この表において「生活安全官等」とは、警察署に配置されている生活安全官、地域官、刑事官、交通官及び警備官をいう。
 - 6 この表に記載がない者に対する旅行命令権者は、類推して定めるものとする。